

18年 改正税法早わかり

税理士 川中清司

日専連名誉講師

緩和

交際費課税の範囲

飲食費一人あたり
五〇〇〇円までは経費に
交際費は参加者氏名の
明記を

○交際費の課税関係が緩和されま
した

一定の飲食費を交際費等の範囲
から除いて、経費として認めるも
ので、主な内容は次のとおりです。

法人が支出する費用のうちで、
得意先など、社外の人との飲食
費で、参加者一人あたりの金額
が五〇〇〇円以下のものは、全
額経費とされます。

今までは、取引先との打合わせ
などで会議費として認められる範
囲は、一人あたり三〇〇〇円まで
とか、ビール一本程度とされてい
ましたが、今回、このように改正
されました。

注意事項

この減税の適用を受けるために
は、次の点に注意が必要です。

・この減税の適用を受ける飲食費
の領収書は、一般の領収書とは

区分して保存する。

・参加者の氏名と企業名や〇〇氏
ほか何名と人数を、領収書が別
紙に書いて貼り付けます。社内
の者だけの飲食費等でないこと
を明らかにする必要があるから
です。

会計事務所に税務処理を頼ん
でいても、こうした内容までは
把握できません。企業側で、あ
らかじめ、記載する準備が必要
となります。

少しの気配りと手間で節税がで
きます。ぜひとも心がけましょう。

この制度は、平成一八年四月一日
以降に開始する事業年度から適用
になりますが、お忘れないうちに
今から実施しましょう。

○交際費の説明

法人が支出する交際費等は、原
則として損金に算入されません。

しかし、資本金が一億円以下の
法人については、次のように緩和
されています。

年間に出支する交際の金額の
うち

・四〇〇万円までの部分について
は、一〇%部分が経費にならな
い。

(つまり、三六〇万円までが、経
費として認められます)

・四〇〇万円を超える部分は、全
額経費にならない。

なお、この制度は、資本金や年
度によって異なりますので、注意
してください。

今回の改正は、この交際費とは
別に、経費として認めるものです
つまり、一人あたり五〇〇〇円
までの交際費は、この制約の対象
としないで、全額経費と認めるわ
けです。

緩和

役員給与の損金算入の要件

役員給与も損金になる
事前に支給額
時期の届け出が条件

役員給与は、事前に支給額、支
給時期を定め、届出をすませれば、
損金に認められます。また、業績
(利益)に連動した役員報酬も、損
金に算入できます。

これは、会社法で、役員報酬・
賞与が職務執行の対価として一本
化されて、会計基準も役員給与の
費用処理を求めたためです。

これまで役員給与は、株主総会
で利益処分の形で支給されるもの
以外でも、損金に認められず、使

用人兼務役員に支給する使用人分の賞与だけが、損金に算入されていきました。

損金算入するためには、次の要件をクリアする必要があります。

一、定期同額要件
役員給与の支払時期が、一月以下の一定期間ごとで、支給額が同額。

二、確定額届出要件
所定の時期に、確定額を支給する定めがある役員給与。その内容などを、あらかじめ税務署に届け出る。

三、利益連動要件（大企業）
非同族会社の業務執行役員に支給する利益連動給与の場合で、一定要件をクリアすること。

強化

オーナー会社の役員給与の規制

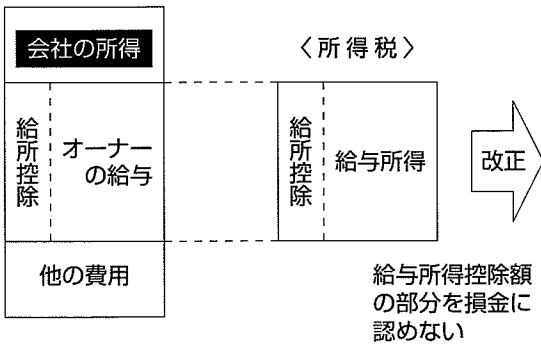
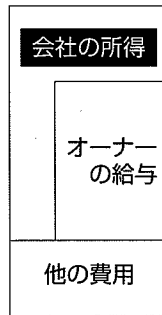
同族会社の役員給与
給与所得控除部分が
損金不算入

同族が多額の株式を持つ会社で、そのオーナー（株所有の経営者）に支払う役員給与のうちから、給与所得控除部分は、損金に算入されなくなりました。

対象となる会社とは、次の会社
が、事業年度終了の現況で判定
されます。

①オーナーと、その同族関係者
が、九〇%以上の株式等を保
有しており、かつ、
②常勤役員に占めるオーナーと、
その同族関係者の割合が五〇
%を超える場合。

対象とならない会社は、次の金
額を直前の三事業年度の平均額で



判定します。

①法人の所得とオーナー社長給
与の合計額が八〇〇万円以下。
または、

②会社の所得とオーナー社長給
与の合計額が、八〇〇万円を
超え三〇〇〇万円以下で、
オーナー社長給与の占める割
合が五〇%以下。

緩和

同族会社の留保金課税

同族会社の範囲を縮小
課税留保金額も少なく

留保金課税の対象となる同族会
社の範囲を縮小して、課税する留

留保控除

- 1 所得基準額
35% → 改正50%
- 2 定額基準額
1,500万円 → 改正2,000万円
- 3 積立金基準額
資本金×25% - 利益積立金
- (新) 4 自己資本比率基準額
自己資本比率30%到達までの額
(中小法人のみ)

このうち、最も多い金額が控除されます。

保金額も少なくなりました。

留保金課税は、分りやすく言え
ば、同族会社が株主に配当しない
で、利益を会社のために込んだ（留
保した）場合、結果的に、同族株
主の財産を増やすこととなります。
本来は配当を行い、その配当所
得に所得税を払うべきだから、た
め込んだ部分に、法人税を余分に
課税するというわけです。

対象要件の緩和

同族会社の判定

同族関係者三グループによる
判定から、一グループで株式等
五〇%超を保有する会社に限定
する。

留保控除額のアップ

所得基準を、所得の三五%か
ら五〇%に引き上げなど。

強化

**少額重要資産の即時償却の
上限規制**

三〇万円未満の
償却資産の全額損金
合計三〇〇万円まで
制限

固定資産は、減価償却して費用
に計上しますが、中小企業が取得

した三〇万円未満の減価償却資産は、取得した時に、全額を損金にできませんでした（少額減価償却資産の即時償却制度）。

改正で、その総額を三〇〇万円までに抑えられ、超えた部分は損金算入できなくなりました。

この制度は、次のような内容となっております。

- ・一〇万円未満は、全額損金算入（本則）
 - ・一〇万円以上、二〇万円未満は、三年で均等償却（本則）
 - ・二〇万円以上、三〇万円未満は、即時償却（特例・見直し）
- で合計額が三〇〇万円までとなった）
- ・一〇万円～三〇万円を全額、即時で償却する場合は、一〇万円以上の資産の合計額が三〇〇万円まで。

会社法関連税制

- ・取得請求権付株式で、株主から買戻した場合に、発生した譲渡損益は計上を繰延べます。
- ・剰余金の配当は、利益積立金からなる場合は、損益取引として取り扱います。
- ・自己株式の取得は、資産に計上

せず、資本等の金額を減少させます。

情報基盤強化税制の創設

- ・情報セキュリティ対策の設備を取得した場合、一〇％相当額の税額控除か、五〇％の特別償却ができます。

中小企業投資促進税制の対象資産の見直し

- ・一定の機械や電子計算機を取得した場合、取得額の七％税額控除か、普通償却に加えて三〇％特別償却するか、どちらかを選択できます。
- 対象にデジタル複合機等を追加しました。

個人所得課税

定率減税の廃止

- ・現行の税額の二〇％（上限二五万円まで）減税は、一八年度から一〇％（上限二二・五万円）となり、一九年度から廃止となります。

税源移譲

- ・政府の唱える「三位一体の改革」

で、国から地方へ、税源を移譲します。

具体的には、所得税や住民税の税率を変更して、総額で所得税を減らし、個人住民税を増やします。

地震保険料控除の創設

- ・地震保険料の全額を五万円控除します。

従来は損害保険料控除は廃止されます。
（平成一八年までに締結した長期損害保険契約は従来どおり適用）

土地・住宅税制

耐震改修促進税制

- ・住宅を耐震改修した場合、その費用の一〇％相当額を所得税額から控除します（最高二〇万円まで）。

昭和五六年五月三十一日以前の建築基準で建てた、「旧耐震基準」の住宅を、耐震改修した場合を対象としています。

地方自治体によって、指定された計画の区域に限られ、自治体の証明書などの添付が必要です。

す。

○固定資産税は、前記の改修費用（三〇万円以上に限る）二二〇平方メートル相当分を限度に、二分の一に減額します。

住宅取得資金贈与の特例

- ・相続時精算課税（三五〇万円まで無税）を、平成一九年末まで延長します。
- （父母〈年齢制限なし〉から、子〈二〇歳以上〉への贈与に限る）

税務手続き

- ・平成一九年一月一日以後に、法定申告期限が来る国税から、次のようになります。
- ・無申告加算税を一五％から二〇％へ引き上げます。
- ・源泉徴収税など法定期限から一カ月以内の納付は、不納付加算税をかけることになりません。
- （その納付から一年間に、期限後納付がない場合が対象となります）
- ・届出（税務の後続手続きに影響を及ぼすおそれのない書類）は発信主義にします。
- ・給与所得の源泉徴収票が電磁的方法で内容を提供できます。